山形市告示第１４５号

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２６０条の４６第１項の規定により認可地縁団体が所有する不動産について所有権の保存又は移転の登記をするため、所有不動産の登記移転等に係る公告の申請があったので、同条第２項の規定により次のとおり公告する。

令和８年１１月１１日

山形市長　佐　藤　孝　弘

１　申請を行った認可地縁団体に関する事項

⑴　名称

中里町内会

⑵　区域

東側境界を市道二本堂南線及び市道下東山幹線、西側境界を主要地方道山形山寺線、南側境界をＪＲ仙山線、北側境界を県道東山七浦線とし、各境界で囲まれた区域内を原則とする。

⑶　主たる事務所

山形市大字中里１８１番地２

２　申請不動産に関する事項

⑴　土地

山形市大字中里字原屋敷１８１番２

⑵　表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

ア　氏名　伊藤　博吉

住所　山形市大字中里６１番地

イ　氏名　石山　喜代司

住所　山形市大字中里３８７番地

ウ　氏名　大友　眞一

住所　山形市大字中里２２６番地

３　異議を述べることができる者

⑴　申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人

⑵　申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の相続人

⑶　申請不動産の所有権を有することを疎明する者

４　異議を述べることができる期間及び方法

⑴　期間

令和８年１１月１１日から令和９年２月１０日まで

⑵　方法

地方自治法施行規則（昭和２２年内務省令第２９号）第２２条の３第２項の規定による申出書及び関係書類を山形市総務部広報課に提出すること。

山形市告示第１４６号

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２６０条の４６第１項の規定により認可地縁団体が所有する不動産について所有権の保存又は移転の登記をするため、所有不動産の登記移転等に係る公告の申請があったので、同条第２項の規定により次のとおり公告する。

令和８年１１月１１日

山形市長　佐　藤　孝　弘

１　申請を行った認可地縁団体に関する事項

⑴　名称

中里町内会

⑵　区域

東側境界を市道二本堂南線及び市道下東山幹線、西側境界を主要地方道山形山寺線、南側境界をＪＲ仙山線、北側境界を県道東山七浦線とし、各境界で囲まれた区域内を原則とする。

⑶　主たる事務所

山形市大字中里１８１番地２

２　申請不動産に関する事項

⑴　土地

山形市大字中里字原屋敷１８２番１１

⑵　表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

ア　氏名　増田　多賀子

住所　千葉県船橋市高野台二丁目１３番１６号

イ　氏名　伊藤　久

住所　山形市大字中里１番地

ウ　氏名　今野　恒夫

住所　山形市大字中里２２３番地

３　異議を述べることができる者

⑴　申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人

⑵　申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の相続人

⑶　申請不動産の所有権を有することを疎明する者

４　異議を述べることができる期間及び方法

⑴　期間

令和８年１１月１１日から令和９年２月１０日まで

⑵　方法

地方自治法施行規則（昭和２２年内務省令第２９号）第２２条の３第２項の規定による申出書及び関係書類を山形市総務部広報課に提出すること。

山形市告示第１４７号

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２６０条の４６第１項の規定により認可地縁団体が所有する不動産について所有権の保存又は移転の登記をするため、所有不動産の登記移転等に係る公告の申請があったので、同条第２項の規定により次のとおり公告する。

令和８年１１月１１日

山形市長　佐　藤　孝　弘

１　申請を行った認可地縁団体に関する事項

⑴　名称

中里町内会

⑵　区域

東側境界を市道二本堂南線及び市道下東山幹線、西側境界を主要地方道山形山寺線、南側境界をＪＲ仙山線、北側境界を県道東山七浦線とし、各境界で囲まれた区域内を原則とする。

⑶　主たる事務所

山形市大字中里１８１番地２

２　申請不動産に関する事項

⑴　土地

ア　山形市こも石３６番

イ　山形市大字下東山字和合山９４７番１

ウ　山形市大字下東山字和合山９４７番２

エ　山形市大字中里字上川原９５９番２

オ　山形市大字中里字上川原９６０番

カ　山形市大字中里字上川原９６２番１

キ　山形市大字中里字原屋敷２８９番乙

ク　山形市大字中里字木戸分１０３４番

⑵　表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

氏名　別紙名簿のとおり

住所　所在不明

３　異議を述べることができる者

⑴　申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人

⑵　申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の相続人

⑶　申請不動産の所有権を有することを疎明する者

４　異議を述べることができる期間及び方法

⑴　期間

令和８年１１月１１日から令和９年２月１０日まで

⑵　方法

地方自治法施行規則（昭和２２年内務省令第２９号）第２２条の３第２項の規定による申出書及び関係書類を山形市総務部広報課に提出すること。

山形市告示第１４８号

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２６０条の４６第１項の規定により認可地縁団体が所有する不動産について所有権の保存又は移転の登記をするため、所有不動産の登記移転等に係る公告の申請があったので、同条第２項の規定により次のとおり公告する。

令和８年１１月１１日

山形市長　佐　藤　孝　弘

１　申請を行った認可地縁団体に関する事項

⑴　名称

中里町内会

⑵　区域

東側境界を市道二本堂南線及び市道下東山幹線、西側境界を主要地方道山形山寺線、南側境界をＪＲ仙山線、北側境界を県道東山七浦線とし、各境界で囲まれた区域内を原則とする。

⑶　主たる事務所

山形市大字中里１８１番地２

２　申請不動産に関する事項

⑴　土地

ア　山形市大字下東山字舟ヶ沢６２６８番１２０

イ　山形市大字下東山字舟ヶ沢６２６８番１３６

⑵　表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

ア　氏名　大友　眞一
　　住所　山形市大字中里２２６番地

イ　氏名　増田　多賀子
　　住所　千葉県船橋市高野台二丁目１３番１６号

ウ　氏名　伊藤　久
　　住所　山形市大字中里１番地

３　異議を述べることができる者

⑴　申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人

⑵　申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の相続人

⑶　申請不動産の所有権を有することを疎明する者

４　異議を述べることができる期間及び方法

⑴　期間

令和８年１１月１１日から令和９年２月１０日まで

⑵　方法

地方自治法施行規則（昭和２２年内務省令第２９号）第２２条の３第２項の規定による申出書及び関係書類を山形市総務部広報課に提出すること。